



各 位

不動産投資信託証券発行者名 東京都港区愛宕二丁目5番1号 クレッシェンド投資法人 代表者名 執行役員 轉 充 宏 (コード番号:8966) 投資信託委託業者名 カナル投信株式会社 代表者名 代表取締役 轉 充 宏 問合せ先 取締役管理部長 伊藤 真也 TEL.03-5402-8731

#### 規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、本日、役員会において、規約一部変更及び役員選任について平成19年8月21日に開催される 予定の第9回投資主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は、第9回投資主総会において承認されることにより、有効となります。

記

#### 1.規約一部変更について

変更理由は以下の通りです。

- (1) 会社法が施行され、投資信託及び投資法人に関する法律等の法令が整備・改正されたことに伴い、規約と関係法令との字句等の統一を図るものです。
- (2) 株券等の保管及び振替に関する法律が改正されたことに伴い、必要な字句の修正を行うものです。
- (3) 投資主総会における権利行使に係る基準日を整理するものです。
- (4) 租税特別措置法が改正され、不動産投資法人が特定目的会社の優先出資証券を取得した場合の要件緩和措置が廃止されたことに伴い、所要の変更を行うものです。
- (5) 投資態度として、資産の流動性に留意する旨を規定するものです。
- (6) 資産運用の対象とする資産の見直しを行うとともに、必要な規定の整備を行うものです。
- (7) 投資信託及び投資法人に関する法律の改正により短期投資法人債の発行が可能となることが予定されているため、短期投資法人債の発行に必要な変更を行うとともに、必要な規定の整備を行うものです。
- (8) その他、字句の修正、表現の統一、条文の整理及び定義の明確化を行うものです。

(規約一部変更の詳細については、別紙「第9回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

#### 2.役員選任について

執行役員轉充宏並びに監督役員大坪和敏及び杉浦孝司は、平成19年8月30日をもって任期満了となりますので、第9回投資主総会に、執行役員1名及び監督役員3名を選任する旨の議案を提出するものです。

また、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名を選任する旨の議案 を提出するものです。

なお、補欠執行役員候補者である小林一郎は、本投資法人の資産運用会社であるカナル投信株式会社の

取締役であるため、本投資法人の執行役員に就任することについて、投資信託及び投資法人に関する法律 第13条の規定に基づき、今後速やかに金融庁に対して兼職の承認を申請する予定です。

(役員選任の詳細については、別紙「第9回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

#### 3. 日程

平成19年 7月11日 第9回投資主総会提出議案の役員会承認 平成19年 8月 6日 第9回投資主総会招集通知の発送(予定) 平成19年 8月21日 第9回投資主総会(予定)

以上

#### 【添付資料】 第9回投資主総会招集ご通知

- \* 本資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- \* 本投資法人のホームページアドレス http://www.c-inv.co.jp/

投資主各位

東京都港区愛宕二丁目5番1号 クレッシェンド投資法人 宏 執行役員 轉 充

# 第9回投資主総会招集ご通知

ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人第9回投資主総会を下記の通り開催致しますので、ご出席下 さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができ ます。書面による議決権の行使をお望みの場合は、後記の参考書類をご検討下さ いまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、平成19年 8月20日 (月曜日) までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げま

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定 に従い、本投資法人規約において、「みなし賛成」の規定を次の通り定めており ます。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合は、本投資主総会における各議案について、出席し、かつ賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、十分ご留意下さいます ようお願い申し上げます。

<本投資法人規約抜粋>

第14条 第1項及び第2項

- 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、 該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された 場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該 議案のいずれをも除きます。)について賛成したものとみなします。
- 2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成したものとみなした投資主の有す る議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

具

記

- 時 平成19年8月21日(火曜日)午前10時 1. 日
- 2. 場 所 東京都港区新橋一丁目2番6号 第一ホテル東京5階「ラ・ローズ I」 (末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)
- 3. 会議の目的事項

決 議 事 項

第1号議案 規約一部変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

第4号議案 監督役員3名選任の件

以上

【お願い】当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付に ご提出下さいますようお願い申し上げます。

【ご案内】投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要が生じた 場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (http://www.cinv. co. jp/) に掲載します。

当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において「運用状況報告 会」を実施する予定であります。

# 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

- 1. 変更の理由
  - (1) 会社法が施行され、投資信託及び投資法人に関する法律等の法令が整備・改正されたこと等に伴い、規約と関係法令との字句等の統一を図るものであります。
  - (2) 株券等の保管及び振替に関する法律が改正されたことに伴い、必要な字句の修正を行うものであります。
  - (3) 投資主総会における権利行使に係る基準日を整理するものであります。
  - (4) 租税特別措置法が改正され、不動産投資法人が特定目的会社の優先出 資証券を取得した場合の要件緩和措置が廃止されたことに伴い、所要 の変更を行うものであります。
  - (5) 投資態度として、資産の流動性に留意する旨を規定するものであります。
  - (6) 資産運用の対象とする資産の見直しを行うとともに、必要な規定の整備を行うものであります。
  - (7) 投資信託及び投資法人に関する法律の改正により短期投資法人債の発行が可能となることが予定されているため、短期投資法人債の発行に必要な変更を行うとともに、必要な規定の整備を行うものであります。
  - (8) その他、字句の修正、表現の統一、条文の整理及び定義の明確化を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

第1章 総 則

現 行 規 約 変 更 案

#### 第1章 総 則

#### 第2条(目的)

この投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)に基づき、投資法人の資産を主として不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の特定資産(投信法第2条第1項に掲げる資産をいいます。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とします。

# 第3条 (本店の所在する場所)

(記載省略)

#### 第4条(公告の方法)

この投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 第2章 投資口

#### 第5条(発行する投資口の総口数)

- 1. この投資法人の発行<u>する</u>投資口<u>の</u>総 口数は200万口とします。
- 2. この投資法人の発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします。投資口の追加発行に関しては、役員会の承認を得たうえでできるものとします。

#### 第2条(目的)

この投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)に基づき、投資法人の資産を主として不動産等(第26条第2項各号に掲げる資産をいいます。以下同じ。)及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等(第26条第3項各号に掲げる資産をいいます。以下「不動産対応証券」といいます。)の特定資産(投信法第2条第1項に掲げる資産をいいます。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とします。

#### 第3条(本店の所在地)

(現行通り)

#### 第4条(公告方法)

この投資法人の公告<u>方法</u>は、日本経済新聞に掲載する方法とします。

#### 第2章 投資口

#### 第5条(発行可能投資口総口数)

- 1. この投資法人の発行<u>可能</u>投資口総口 数は200万口とします。
- 2. この投資法人の発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします。

第6条(投資主の請求による投資口の払戻し)

この投資法人は、投資主(実質投資主 (株券の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号、その後の改正を含みます。)第30条及び第39条の2に規定する投資証券の共有者をいいます。)を含みます。以下同じ。)からの投資口の払戻しの請求による払戻しは行わないこととします。

#### 第7条(投資口取扱規程)

この投資法人の発行する投資証券の種類並びに投資口の名義書換(実質投資主名簿への記載又は記録を含みます。)、その他投資口に関する手続は、役員会の定める投資口取扱規程によるものとします

# 第8条(<u>投資法人が常時保持する</u>最低<u>限度</u> の純資産額)

この投資法人の<u>常時保持する</u>最低<u>限度の</u> 純資産額は5,000万円とします。

#### 第3章 投資主総会

#### 第10条(招集の公告、通知)

投資主総会を招集するには、<u>会日から</u> 2ヵ月前までに<u>会</u>日を公告し、<u>会日から</u> 2週間前までに各投資主に対して通知し ます。

#### 第12条 (決議)

1. 投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合<u>のほか</u>、発行済投資口の<u>総数の</u>3分の1以上を有する投資主が出席し、出席した投資主の議決権の過半数をもって<u>決し</u>ます。

第6条(投資主の請求による投資口の払戻し)

この投資法人は、投資主(実質投資主 (株券の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号、その後の改正を含みます。)第30条及び第39条の2に規定する預託投資証券の共有者をいいます。)を含みます。以下同じ。)の請求による投資口の払戻し<u>をし</u>ないこととします。

#### 第7条(投資口取扱規程)

この投資法人の発行する投資証券の種類並びに投資主名簿(実質投資主名簿を含みます。以下同じ。)への記載又は記録、その他投資口に関する手続は、役員会の定める投資口取扱規程によるものとします。

#### 第8条(最低純資産額)

この投資法人の最低純資産額は5,000万円とします。

#### 第3章 投資主総会

#### 第10条(招集の公告、通知)

投資主総会を招集するには、<u>投資主総会</u> <u>の日の2ヵ月前までに当該</u>日を公告し、 <u>当該日の2週間前までに</u>、各投資主に対して、<u>書面をもってその</u>通知を発します。

#### 第12条 (決議)

1. 投資主総会の決議は、法令又は規約 に別段の定めがある場合<u>を除き</u>、発 行済投資口の3分の1以上を有する 投資主が出席し、出席した投資主の 議決権の過半数をもって<u>行い</u>ます。

2. 投資主は、この投資法人の議決権を 有する他の投資主を代理人として、 議決権を行使することができます。 この場合には、投資主総会毎に<u>その</u> 代理権を証する書面をこの投資法人 に提出することを要します。

#### 第14条(みなし賛成)

- 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成したものとみなします。
- 2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成したものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

#### 第15条(基準日)

- 1. この投資法人は、第33条に定める決算期末日(以下「決算日」といいます。)における最終の投資主名簿(実質投資主名簿を含みます。以下同じ。)に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とします。
- 2. 前項のほか、必要があるときは、役員会の決議により、予め公告して、一定の日における投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録質権者とするものとします。

### 変 更 案

2. 投資主は、この投資法人の議決権を 有する他の投資主を代理人として、 議決権を行使することができます。 この場合に<u>おいて</u>は、<u>投資主又は代</u> 理人は、投資主総会毎に代理権を証 明する書面をこの投資法人に提出す ることを要します。

#### 第14条(みなし賛成)

- 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなします。
- 2. 前項の規定による定めに基づき議案 に賛成<u>する</u>ものとみなした投資主の 有する議決権の数は、出席した投資 主の議決権の数に算入します。

#### 第15条(基準日)

- 1. この投資法人は、第33条に定める決 算日から3ヵ月以内に投資主総会が 開催される場合には、決算日におい で投資主名簿に記載され、又は記録 されている投資主をその招集に係る 投資主総会において権利を行使する ことができる投資主とします。
- 2. 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、役員会の決議によって、 予め公告して、一定の日において投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をその権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とするものとします。

第4章 執行役員、監督役員及び役員会

第17条(執行役員及び監督役員の選任) 執行役員及び監督役員は、投資主総会<u>に</u> おいて選任します。

第18条(執行役員及び監督役員の任期) 執行役員及び監督役員の任期は、就任<u>後</u> 2年とします。補欠又は増員のため選任 された執行役員又は監督役員の任期は、 他の在任執行役員又は監督役員の任期の 満了すべきときまでとします。

#### 第19条(役員会の決議)

役員会の決議は、法令又は規約に別段の 定めがある場合のほか、<u>執行役員及び監督役員</u>の過半数が出席し、その<u>出席役員</u> の過半数をもってこれを決めます。

第20条(役員会の招集及び議長)

- 1. ~ 2. (記載省略)
- 3. 役員会招集権者以外の執行役員は投信法第106条第2項の規定により、 監督役員は投信法第106条第3項の 規定により、役員会の招集を請求することができます。
- 4. 役員会を招集するには、会日<u>より</u>3 日前までに各執行役員及び監督役員 にその通知を発することとします。 但し、緊急の必要又は執行役員及び 監督役員の全員の同意がある場合に は、更にこれを短縮することができ ます。

変 更 案

第4章 執行役員、監督役員及び役員会

第17条(執行役員及び監督役員の選任) 執行役員及び監督役員は、投資主総会<u>の</u> 決議によって選任します。

第18条(執行役員及び監督役員の任期) 執行役員及び監督役員の任期は、就任<u>日</u> から2年とします。補欠又は増員のため 選任された執行役員又は監督役員の任期 は、他の在任執行役員又は監督役員の任 期の満了すべきときまでとします。

#### 第19条(役員会の決議)

役員会の決議は、法令又は規約に別段の 定めがある場合のほか、<u>議決に加わるこ</u> とができる構成員の過半数が出席し、そ の過半数をもって行います。

第20条(役員会の招集及び議長)

- 1. ~ 2. (現行通り)
- 3. 役員会招集権者以外の執行役員は投信法第<u>113</u>条第2項の規定により、 監督役員は投信法第<u>113</u>条第3項の 規定により、役員会の招集を請求することができます。
- 4. 役員会を招集するには、<u>役員</u>会<u>の</u>日 <u>の</u>3日前までに各執行役員及び<u>各</u>監 督役員に<u>対して</u>その通知を発するこ ととします。但し、緊急の必要又は 執行役員及び監督役員の全員の同意 がある場合には、更にこれを短縮す ることができます。

第22条(執行役員及び監督役員の投資法人 に対する責任)

この投資法人は、投信法第109条第1項第4号の行為に関する執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任ずべき額から次の各号に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができます。

- (1) 役員会の決議の日の属する営業期間 (第33条に定める営業期間をいいます。以下同じ。)又はその前の各営 業期間において、当該執行役員又は 監督役員が報酬その他の職務遂行の 対価として投資法人から受け、又は 受けるべき財産上の利益(以下の (2)に定めるものを除きます。)の 額の営業期間毎の合計額のうち、最 も高い額の4年分に相当する額
- (2) 当該執行役員又は監督役員がこの投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4を乗じた額とのいずれか低い額

第22条(執行役員及び監督役員の投資法人 に対する責任)

変

この投資法人は、投信法第115条の6第 1項の執行役員又は監督役員の責任につ いて、当該執行役員又は監督役員が職務 を行うにつき善意でかつ重大な過失がな い場合において、責任の原因となった事 実の内容、当該執行役員又は監督役員の 職務の執行の状況その他の事情を勘案し て特に必要と認めるときは、法令に定め る額から、当該執行役員又は監督役員が その在職中にこの投資法人から職務執行 の対価として受け、又は受けるべき財産 上の利益の1年間当たりの額に相当する 額として内閣府令で定める方法により算 定される額に4を乗じて得た額を控除し て得た額を限度として、役員会の決議に よって免除することができます。

(削 除)

(削 除)

 変
 更
 案

 第5章
 資産運用の対象及び方針

第5章 資産運用の対象及び方針

#### | | 第24条(資産運用の基本方針)

#### 第24条 (資産運用の基本方針)

この投資法人は、主として不動産等<u>(第</u>26条第2項各号に掲げる資産をいいます。以下同じ。)及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等(第26条第3項各号に掲げる資産をいいます。以下「不動産対応証券」といいます。)の特定資産に投資し、運用資産の着実な成長及び中長期的な安定収益の確保を実現すべく運用を行います。

第25条(投資態度)

- 1. (記載省略)
- 2. この投資法人が取得する資産の組入 <u>比率</u>は、<u>以下の(1) 及び(2) の方針</u> によるものとします。
  - (1) 特定不動産(この投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。)の価額の合計額のこの投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合(以下「特定不動産の割合」といいます。)は100分の75以上とします。

この投資法人は、主として不動産等及び 不動産対応証券の特定資産に投資し、運 用資産の着実な成長及び中長期的な安定 収益の確保を実現すべく運用を行いま す。

#### 第25条(投資熊度)

- 1. (現行通り)
- 2. この投資法人は、特定不動産(この 投資法人が取得する特定資産のうち 不動産、不動産の賃借権、地上権又 は不動産、土地の賃借権若しくは地 上権を信託する信託の受益権をいい ます。)の価額の合計額のこの投資 法人の有する特定資産の価額の合計 額に占める割合を100分の75以上と します。

現 行 規 約	変    更   案
(2) 資産総額のうちに占める不動産、不動産の賃借権、地上権、信託の受益権(不動産、地上権及び土地の賃借権のみを信託するものに限ります。)及び投信法施行令第3条第16号に規定する匿名組合出資持分(不動産、不動産の賃借権及び地上権のみに運用するものに限ります。)	(削)除)
の価額の割合として租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号、その後の改正を含みます。)第22条の19第3項で定める割合を100分の75以上とします。	
3. ~ 5. (記載省略) (新 設)	3. ~ 5. (現行通り) 6. 次条第2項及び第3項に定める不動産等及び不動産対応証券の資産の運用に当たっては、運用する資産の流動性に留意するものとします。
第26条 (資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲) 1. (記載省略) 2. 不動産等とは、次に掲げるものをいいます。 (1) ~(3) (記載省略)	第26条 (資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲) 1. (現行通り) 2. 不動産等とは、次に掲げるものをいいます。 (1) ~(3) (現行通り)

- (4) 不動産、土地の賃借権若しくは 地上権を信託する信託の受益権 (不動産に付随する金銭と合わ せて信託する包括信託を含みま すが、「投資信託及び投資法人 に関する法律施行令」(平成12 年政令第480号、その後の改正 を含みます。以下「投信法施行 令」といいます。)第3条第1 号において定義される有価証券 (以下「有価証券」といいま す。)に該当するものを除きま す。)
- (5) ~(6) (記載省略)
- 3. 不動産対応証券とは、資産の2分の 1を超える額を不動産等に投資する ことを目的とする次に掲げるものを いいます。
  - (1) 優先出資証券

「資産の流動化に関する法律」 (平成10年法律第105号、その 後の改正を含みます。以下「資 産流動化法」といいます。)第 2条第9項に<u>定め</u>る優先出資証 券

- (2) 受益証券 投信法第2条第12項に<u>定め</u>る受 益証券
- (3) 投資証券 投信法第2条第22項に<u>定め</u>る投 資証券
- (4) 特定目的信託の受益証券 資産流動化法第2条第13項に<u>定</u> <u>め</u>る特定目的信託の受益証券 (前項第4号又は第5号に掲げ る資産に投資するものを除きま す。)

# 変 更 案

- (4) 不動産、不動産の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含みますが、「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」(平成12年政令第480号、その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。)第3条第1号において定義される有価証券(以下「有価証券」といいます。)に該当するものを除きます。)
- (5) ~(6) (現行通り)
- 3. 不動産対応証券とは、資産の2分の 1を超える額を不動産等に投資する ことを目的とする次に掲げるものを いいます。
  - (1) 優先出資証券

「資産の流動化に関する法律」 (平成10年法律第105号、その 後の改正を含みます。以下「資 産流動化法」といいます。)第 2条第9項に<u>規定す</u>る優先出資 証券

- (2) 受益証券投信法第2条第12項に<u>規定す</u>る受益証券
- (3) 投資証券投信法第2条第22項に<u>規定す</u>る投資証券
- (4) 特定目的信託の受益証券 資産流動化法第2条第13項<u>及び</u> 第15項に<u>規定す</u>る特定目的信託 の受益証券(前項第4号又は第 5号に掲げる資産に投資するも のを除きます。)

- 4. この投資法人は、第2項及び第3項 に掲げる特定資産のほか、次に掲げ る資産により運用します。
  - (1) ~(4) (記載省略)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

#### 第28条 (組入資産の貸付け)

- 1. この投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、原則として運用資産に属する全ての不動産(この投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含みます。)を第三者に賃貸(駐車場、看板等の設置等を含みます。)します。
- 2. (記載省略)
- 3. 運用資産に属する不動産(この投資 法人が取得する信託の受益権その他 の資産の裏付けとなる不動産を含み ます。)以外の資産の貸付けは行わ ないこととします。

### 変 更 案

- 4. この投資法人は、第2項及び第3項 に掲げる特定資産のほか、次に掲げ る資産により運用します。
  - (1) ~(4) (現行通り)
  - (5) 地役権
  - (6) 建設仮勘定(投資法人の計算に 関する規則第37条第3項第2号 へに定めるものをいいます。)
  - (7) 動産(民法で規定されるものの うち、設備、備品その他の構造 上又は利用上不動産に付加され た物件等)
  - (8) 特定の不動産に付随する資産 で、当該不動産と併せて取得す ることが適当と法令、株式会社 東京証券取引所及び社団法人投 資信託協会が認めるもの
  - (9) 第4号乃至第8号に規定される 資産を信託する信託の受益権

#### 第28条 (組入資産の貸付け)

- 1. この投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、原則として 運用資産に属する全ての不動産(この投資法人が取得する信託の受益権 その他の資産の裏付けとなる不動産 を含みます。)を第三者に賃貸(駐車場、看板等の設置等を含みま す。)し又は信託受託者等をして第 三者に賃貸させます。
- 2. (現行通り)
- 3. 運用資産に属する不動産(この投資 法人が取得する信託の受益権その他 の資産の裏付けとなる不動産を含み ます。)及びこれに付随する動産以 外の資産の貸付けは行わないことと します。

第29条(資産評価の方法、基準及び基準 日)

- 1. この投資法人の資産評価の方法は、下記の通り運用資産の種類毎に定めます。
  - (1) ~(6) (記載省略) (新 設)

- 2. 資産運用報告書等に価格を記載する 目的で、第1項と異なる方法で評価 する場合には、下記のように評価す るものとします。
  - (1) ~(2) (記載省略)
- 3. (記載省略)

第31条(借入金及び投資法人債発行の限度 額)

- 1. 資産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、資産の取得資金、 貸付けを行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る 工事代金及び運転資金、又は債務の返済(敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の返済を含みます。)、その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を使途とし、借入れ或いは投資法人債の発行を行います。
- 2. ~ 4. (記載省略)

# 第29条(資産評価の方法、基準及び基準

案

日) 1. この投資法人の資産評価の方法は、

更

- 1. この投資法人の資産評価の方法は、 下記の通り運用資産の種類毎に定め ます。
  - (1) ~(6) (現行通り)
  - (7) その他の資産

変

上記に定めのない資産について は、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価します。

- 2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、第1項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとします。
  - (1) ~(2) (現行通り)
- 3. (現行通り)

第31条(借入金及び投資法人債発行の限度 額)

- 1. 資産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、資産の取得資金、貸付けを行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金及び運転資金、又は債務の返済(敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債(短期投資法人債を含みます。以下同じ。)の返済を含みます。)、その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を使途とし、借入れ或いは投資法人債の発行を行います。
- 2. ~ 4. (現行通り)

現 行 規 約 変 更

第6章 計 算

#### 第32条(金銭の分配の方針)

1. 分配方針

この投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- (1) この投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額(以下「分配可能金額」といいます。)は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して決算日毎に計算される利益(貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価差額金の合計額を控除した額をいいます。)の金額とします。
- (2) ~(3) (記載省略)
- 2. (記載省略)
- 3. 分配金の分配方法

投資主への分配金は金銭にて分配するものとし、原則として決算日から3ヵ月以内に、決算日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録質権者を対象に投資口の所有口数に応じて行います。また、営業期間の途中で新たに発行された投資口については、役員会の決定により日割り配当とすることができるものとします。

4. 分配金の時効等

(記載省略)

# 第32条(金銭の分配の方針)

1. 分配方針

この投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

第6章 計 算

案

- (1) この投資法人の運用資産の運用 等によって生じる分配可能金額 (以下「分配可能金額」といい ます。)は、投信法及び一般に 公正妥当と認められる企業会計 の基準に準拠して決算日毎に計 算される利益(貸借対照表上の 純資産額から出資総額等の合計 額を控除した額をいいます。) の金額とします。
- (2) ~(3) (現行通り)
- 2. (現行通り)
- 3. 分配金の分配方法

投資主への分配金は金銭にて分配するものとし、原則として決算日から3ヵ月以内に、決算日において投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資主又は登録投資口質権者の有する投資口の口数に応じて行います。

4. 分配金の<u>除斥期間</u>等 (現行通り)

#### 第33条 (決算期及び営業期間)

この投資法人の決算期は、毎年5月31日及び11月30日とします。また営業期間は、毎年6月1日から11月30日まで及び12月1日から翌年5月31日までとします。

#### 第7章 会計監査人

#### 第34条(選任)

会計監査人は、投資主総会に<u>おい</u>て選任 します。

#### 第35条(任期)

- 1. 会計監査人の任期は、就任後1年経 過後に最初に迎える決算期後に開催 される最初の投資主総会の終結の<u>と</u> きまでとします。
- 2. 会計監査人は、前項の投資主総会に おいて別段の決議がなされなかった ときは、<u>その</u>投資主総会において再 任されたものとみなします。

# 第33条(決算日及び営業期間)

この投資法人の決算日は、毎年5月31日及び11月30日とします。また営業期間は、毎年6月1日から11月30日まで及び12月1日から翌年5月31日までとします。

更

案

#### 第7章 会計監査人

#### 第34条(選任)

変

会計監査人は、投資主総会<u>の決議</u>に<u>よっ</u> て選任します。

#### 第35条(任期)

- 1. 会計監査人の任期は、就任後1年経 過後に最初に迎える決算期後に開催 される最初の投資主総会の終結の<u>時</u> までとします。
- 2. 会計監査人は、前項の投資主総会に おいて別段の決議がなされなかった ときは、<u>当該</u>投資主総会において再 任されたものとみなします。

第8章 投資信託委託業者、資産保管会社 及び一般事務受託会社

第37条(資産の運用、保管及びその他事務 に係る業務の委託)

- 1. この投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を投資信託委託業者(以下「投資信託委託業者」又は「資産運用会社」といいます。)へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ委託します。この投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で投信法第111条に定める事務(以下「一般事務」といいます。)については第三者へ委託します。
- 2. この投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務、発行する投資法人債の名義書換に関する事務、投資法人債権者に係る事務、投資法人債権者に係る事務(「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。)第124条第2項第4号及びいます。)は、募集の都度、一般事務受託会社を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとします。

第8章 投資信託委託業者、資産保管会社 及び一般事務受託会社

第37条(資産の運用、保管及びその他事務 に係る業務の委託)

- 1. この投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を投資信託委託業者(以下「投資信託委託業者」といいます。)へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ委託します。この投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で投信法第117条に定める事務(以下「一般事務」といいます。)については第三者へ委託します。
- 2. この投資法人の成立後に委託する一 般事務のうち、発行する投資口及び 投資法人債を引き受ける者の募集に 関する事務、発行する投資法人債の 原簿の作成及び備置きその他の投資 法人債原簿に関する事務、投資法人 債券の発行に関する事務、投資法人 債権者に係る事務(「投資信託及び 投資法人に関する法律施行規則」 (平成12年総理府令第129号、その 後の改正を含みます。)第169条第 2項第4号及び第5号に定める一般 事務のことをいいます。)は、募集 の都度、一般事務受託会社を役員会 で定め、一般事務委託契約を締結す ることとします。

第38条(投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準)

投資信託委託業者に対する資産運用報酬は、運用報酬1、運用報酬2及び運用報酬3から構成されます。それぞれの報酬の計算方法と支払時期は、以下の通りとします。

報酬	計算方法と支払時期
運用報酬 1	(記載省略) 支払時期は、役員会で当該営業 期間に係る計算書類等(投信法 第129条に定める計算書類 <u>等</u> を いいます。)を承認後1ヵ月以 内とします。
運用報酬 2	(記載省略) 支払時期は、役員会で当該営業 期間に係る計算書類等(投信法 第129条に定める計算書類等を いいます。)を承認後1ヵ月以 内とします。
運用報酬3	(記載省略)

なお、各報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を<u>資産運用会社</u>の指定する銀行口座へ振込により支払うものとします。

# 変 更 案

第38条(投資信託委託業者に対する資産運 用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関 する基準)

投資信託委託業者に対する資産運用報酬は、運用報酬1、運用報酬2及び運用報酬3から構成されます。それぞれの報酬の計算方法と支払時期は、以下の通りとします。

報酬	計算方法と支払時期
運用報酬1	(現行通り)
	支払時期は、役員会で当該営業
	期間に係る計算書類等(投信法
	第129条に定める計算書類 <u>、資</u>
	産運用報告及び金銭の分配に係
	る計算書並びにこれらの附属明
	<u>細書</u> をいいます。)を承認後
	1ヵ月以内とします。
運用報酬 2	(現行通り)
	支払時期は、役員会で当該営業
	期間に係る計算書類等(投信法
	第129条に定める計算書類 <u>、資</u>
	産運用報告及び金銭の分配に係
	る計算書並びにこれらの附属明
	<u>細書</u> をいいます。)を承認後
	1ヵ月以内とします。
運用報酬3	(現行通り)

なお、各報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を投資信託委託業者の指定する銀行口座へ振込により支払うものとします。

現	行	規	約	変    更    案
	(新	設)		第9章 附 則
	(新	設)		第39条(経過措置) この規約中、短期投資法人債に係る部分 については、「証券取引法等の一部を改 正する法律」(平成18年法律第65号)第 5条の施行日から有効となるものとしま す。

(注) 規約第26条「資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲」に係る変更後の資産について本投資法人の資産運用会社であるカナル投信株式会社が運用するためには、カナル投信株式会社の業務の方法の変更を伴うため、当該変更について、投信法第10条の2の規定に基づき、金融庁に認可の申請中であります。

### 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員轉充宏は、平成19年8月30日をもって任期満了となります。つきましては、改めて執行役員1名の選任をお願いするものであります。任期は、平成19年8月31日から2年間となります。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成19年7月11日開催の役員会に おいて、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次の通りであります。

氏 名 (生年月日)	主	要	略	歴	所有投資口数 (口)
轉 充宏(昭和40年1月11日生)	平成元年4月 平成2年10月 平成3年7月 平成5年10月 平成11年1月 平成12年3月	株式会社 伊藤忠商 伊藤忠市 株式会社 投信株式 任(現任)	事株式会社復 ヤピタル証券 クレッシェン 会社)設立	向 / ス株式会社出 「帰 株式会社出向 / ド(現カナル 代表取締役就	

(注) 執行役員候補者轉充宏は、本投資法人の資産運用会社であるカナル投信株式会社 の代表取締役と本投資法人の執行役員を兼務しておりますが、投信法第13条の規 定に基づき、平成16年12月14日付で金融庁長官から兼職の承認を得ております。

## 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。平成19年8月21日以降、最初に開催する投資主総会の開始のときまでに執行役員に就任した場合、任期は、平成21年8月30日まで(但し、法令の範囲に限ります。)となります。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、平成19年7月11日開催の役員 会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次の通りであります。

氏 名 (生年月日)	主	要	略	歴	所有投資口数 (口)
小林 一郎 (昭和34年5月23日生)	昭和59年4月 平成3年9月 平成5年11月 平成14年4月 平成15年4月	米国ビジン株式会社科カナル投作	鳴池組入社 ネススクール 鳴池組復帰 言株式会社入 设運用部長朝	<b>、</b> 社	_

(注) 補欠執行役員候補者小林一郎は、本投資法人の資産運用会社であるカナル投信株式会社の取締役であるため、本投資法人の執行役員に就任することについて、投信法第13条の規定に基づき、金融庁に兼職承認の申請中であります。

# 第4号議案 監督役員3名選任の件

監督役員大坪和敏及び杉浦孝司は、平成19年8月30日をもって任期満了となります。つきましては、改めて監督役員3名の選任をお願いするものであります。任期は、平成19年8月31日から2年間となります。

監督役員候補者は次の通りであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	主	要 略 歴	所有投資口数 (口)
1	大 坪 和 敏 (昭和43年3月25日生)	平成9年4月 平成9年4月 平成12年5月 平成14年9月 平成17年8月	弁護士登録 坂本法律事務所入所 馬場・澤田法律事務所入所 (現任) 那須興業株式会社取締役 (非常勤) 就任 本投資法人監督役員就任 (現任)	_
2	※ 横山 榮一郎 (昭和19年4月4日生)	昭和44年4月 昭和63年11月 平成3年8月 平成4年8月 平成18年5月	トレーダックスジャパン株 式会社(現株式会社カーギ ルジャパン)入社 KPMG PEATMARWICK(現KPMG 税理士法人)入社 公認会計士登録 税理士登録 横山公認会計士事務所開業 (現任) アークアウトソーシング株 式会社代表取締役就任(現 任) 日本商品先物取引協会監事 (非常勤)就任(現任)	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	主	要 略 歴 所有投資口数 (口)
3	杉 浦 孝 司 (昭和12年2月5日生)	昭和34年4月 昭和62年4月 平成7年4月 平成8年2月 平成11年8月 平成14年1月 平成19年3月	日東証券 (三洋証券) 株式 会社入社 中小企業診断士登録 株式会社ハウジングコバヤ シ入社 社団法人中小企業診断協会 埼玉県支部所属 (現任) 株式会社スコラメディア入 社 本投資法人監督役員就任 (現任) エリアスペース株式会社取 締役就任 (現任)

(注) 各監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。 ※は新任の監督役員候補者であります。

### 参考事項

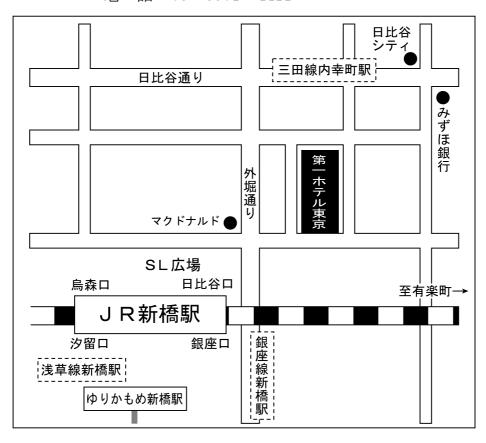
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相 反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

# 第9回投資主総会会場ご案内図

東京都港区新橋一丁目2番6号 第一ホテル東京5階「ラ・ローズI」 電 話 03-3501-4411



- ○JR線・東京メトロ銀座線
- ○都営地下鉄浅草線
- ○都営地下鉄三田線

新橋駅より徒歩2分 新橋駅より徒歩4分 内幸町駅より徒歩3分